沖縄県立伊良部高等学校　部活動活動方針

令和元年１０月２５日

本方針は「高等学校学習指導要領」（平成３０年３月告示）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成３０年３月　スポーツ庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成３０年１２月　文化庁）「運動部活動の在り方に関する方針」（平成３０年１２月沖縄県教育委員会）「文化部活動の在り方に関する方針」（平成３１年４月沖縄県教育委員会）に基づき定めるものとする。

１．意義

（１）部活動は学校教育の一環として行われるものとする。

（２）部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等の育成に資する。

（３）異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める等、生徒の多様な学びの場とする。

２．活動

（１）部および同好会の顧問には全職員が当たり、顧問の責任のもと活動する（外部指導者については所定の手続きを経ること）。

（２）活動時間は１９:００までを原則とし、平日は２時間程度、休業日は３時間程度を原則とする。

（３）休養日は平日１日以上（可能な限り）、土曜日、日曜日（連休を含む）は原則１日以上とする。

（３）定期考査１週間前から試験終了前日までの活動は原則として停止とする。ただし、定期考査終了後一カ月以内に大会がある場合は、顧問が所定の申請書で活動計画を管理者に提出し、承認を得た後認められる。

（４）本校のみで特定の部活動を設けることができない場合は、複数校合同チームとの合同部活動、学校と連携した地域の活動への参加取組を推進する。

３．適切な指導の実施

（１）活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止に留意し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（２）活動の際には、生徒とコミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい情報を得た上で指導を行う。

４．学校単位で参加する大会等

（１）高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟が主催・共催する大会並びに、各競技団体、その他教育関係機関等の主催する大会。

（２）各部年間の派遣費援助は２回、大会参加費援助は３回までとし、生徒や顧問の過度な負担にならないよう参加する大会は精選すること。

（３）本校のみで特定の部活動を設けることができない場合は、複数校合同チームでの出場、学校と連携した地域の活動からの出場取組を推進する。